

高齢者福祉実践・研究大会 抄録選考基準

1 審査対象

高齢者福祉実践・研究大会（以下、大会）における大会抄録選考委員会（以下、委員会）設置要項第8条第2項の抄録選考基準を下記の通り定める。

2 審査項目

次の項目について審査を行う。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 応募条件を満たしているか | 募集要項に記載の応募条件を満たしているかどうか確認する。 |
| (2) テーマの妥当性 | テーマ選定の着眼点、意義は、高齢者福祉・介護の向上の観点から適切なものとなっているかについて審査する。 |
| (3) 内容の価値性 | 内容が、それぞれの事業活動により影響を及ぼすと期待できるか、また他の事業所にも適用できる汎用性があるか等について審査する。 |
| (4) 内容の深度 | 問題点などをどの程度掘り下げているかについて審査する。 |
| (5) 内容の正確性 | 目的・意義・方法・結果・考察等に不明確な点はないか、用語の不統一はないか、引用・参考文献の使い方は適切か等について審査する。 |

3 審査方法

次の方法により審査する。

(1) 採点方法

- ・各抄録の審査は、委員会を構成する委員が行う。
- ・審査は、抄録の応募締切後から委員会開催までの期間に、各委員が抄録を査読の上、別に定める評価基準に基づき採点を行う。

(2) 評価基準

- ・下記の通りとする。

採点	優（3点）・良（2点）・可（1点）の3段階とする。
得点の計算	・1演題に対して、審査項目（2）～（5）の結果をその審査項目の得点として計算する。 ・委員のうち、学識経験者の採点分は、審査項目の点数合計に1.5 を乗じた結果を当該演題の得点とする（18点満点）。その他の委員の採点分は、当初の得点を当該演題の得点とする（12点満点）。 ・全審査委員の得点合計（26～78点満点）を、当該演題に対する評価得点とする。 ・抄録作成の規定から著しく外れた抄録は、審査項目（2）～（5）の合計点数から減点を行う。
採択	・委員会が採択する発表題数の総数は、大会の企画内容等にもとづき大会実行委員会が決定する。 ・発表題数にもとづく順位内の演題を採択する。ただし同点の場合や、類似の演題または同一法人に著しく偏る場合には、委員会で審議の上、順位の調整を行うことができる。

(3) 同点の場合

- ①委員のうち、学識経験者による得点が高いものを上位とする。
- ②審査項目（2）の得点が高いものを上位とする。
- ③①および②で決しない場合、委員会の審議により決定する。

(4) 対象外

以下に該当する演題は、委員会の審議を経て不採択とすることができる。

- ① 審査項目（1）を満たさない場合。
- ② 発表題数にもとづく順位以下の得点の場合。
- ③ 演題及びその内容が、申込み時のものと著しく異なる場合。
- ③ 大会の趣旨から著しく逸脱する発表として委員会が判断した場合。

付則 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

令和2年3月6日 一部改正

令和5年4月7日 一部改正